

大監第21号  
令和7年12月9日

大阪市監査委員	森	伊吹
同	森	恵一
同	大橋	一隆
同	土岐	恭生

### 住民監査請求について（通知）

令和7年11月17日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

## 第1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市は、令和7年度区民アンケート調査業務について、業務目的（区民の意見・ニーズを施策・事業へ活かすこと）の達成可能性の検討を怠ったまま経費を支出しようとしている。

行政判断の合理性を担保するためには、目的達成可能性について検討が不可欠であるが、それを裏付ける文書が存在しておらず、そのことは検討そのものが行われていないことを強く示唆するものである。

また、令和6年度区民アンケートの結果について調査事業の目的を達成できるものとなっておらず、同様の令和7年度区民アンケート調査事業がその目的を達成できる可能性はない。

業務の設計にあたり目的達成可能性の検討を怠ったことは、民法第644条に定める善良な管理者としての注意義務に違反する。このまま業務の実施経費を支出することは、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条に違反するものであり、また、行政裁量の逸脱・濫用に該当する不当な行為である。

よって、令和7年度区民アンケート調査業務の実施経費 12,265,528円がこのまま支出されれば損害が発生するため、同損害を回復する措置、具体的には支出の差し止めを求める。

## 第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおりの判断と

なった。

## 1 本件請求について

本件請求について、請求人は、大阪市が令和7年度区民アンケート調査業務について、業務目的（区民の意見・ニーズを施策・事業へ活かすこと）の達成可能性の検討を怠ったまま経費を支出しようとしていることを財務会計上の行為の違法又は不当事由として摘示し、同業務の実施経費がこのまま支出されれば損害が発生するため、同損害を回復する措置、具体的には支出の差し止めを求めている。

この点、地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、令和7年度区民アンケート調査業務について、行政判断の合理性を担保するためには目的達成可能性について検討が不可欠であるところ、それを裏付ける文書が存在しておらず、そのことは、検討そのものが行われていないことを強く示唆するものである、また、令和6年度区民アンケートの結果について調査事業の目的を達成できるものとなっておらず、同様の令和7年度区民アンケート調査事業がその目的を達成できる可能性はないとして、大阪市が業務目的の達成可能性の検討を怠ったまま経費を支出しようとしていると主張する。

そして、業務の設計にあたり目的達成可能性の検討を怠ったことは、民法第644条に定める善良な管理者としての注意義務に違反すること、このまま業務の実施経費を支出することは、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条に違反するものであり、また、行政裁量の逸脱・濫用に該当する不当な行為であると指摘している。

上記の各指摘が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、本件請求における請求人の主張は、「事業の目的が達成できるとする根拠が分かる文書」が情報公開請求において不存在であるという点を理由に本件契約について業務目的の達成可能性の検討を怠っているとする見解、また、令和6年度区民アンケートの結果に対する大阪市としての考察や分析、活用方法に対する批判的な見解を前提とした問題点を摘示するものであり、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

よって、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的な事実の主張があったとは認められない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。